

議案第 1 号

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則の制定について

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年
野田市教育委員会規則第18号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月15日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

野田市教育委員会規則第 号

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年
野田市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部を改正する法律が公布され、博物館法に条項のずれが生じていることから、改正前の博物館法の該当箇所を引用している野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則について、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年野田市教育委員会規則第18号）

改 正 案	現 行
<p>(資料の館外利用) 第8条 (略) 2 資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (2) (略) 3～6 (略)</p>	<p>(資料の館外利用) 第8条 (略) 2 資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (2) (略) 3～6 (略)</p>